

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示を廃止する告示案に対する意見書

2011年（平成23年）11月16日  
日本弁護士連合会

第1 該当箇所

改正内容（1）及び（2）について

第2 意見内容

1 改正内容（1）について

今般、東京電力福島第一原子力発電所での作業員の被ばく上限を年間250ミリシーベルトから100ミリシーベルトに戻したことは、当然の措置である。

2 改正内容（2）について

本経過措置を採ることに反対である。

第3 理由

1 改正内容（1）について

そもそも電離放射線障害防止規則上、放射線作業従事者の線量限度は5年間で100ミリシーベルト、年間50ミリシーベルトとされており、国際放射線防護委員会（ICRP）も、緊急時の被ばく上限を年間100ミリシーベルトと勧告していたものであり、そもそも経済産業省が被ばく上限を年間250ミリシーベルトと設定すること自体に理由がなかった。

2 改正内容（2）について

今般の被ばく上限の改正にあっても、一部の労働者については、専門性を重視し、2012年（平成24年）4月30日までは年間250ミリシーベルトする方針を維持するとのことである。

労働者の健康を守る観点からは、このような例外的措置に合理的理由を見出すことはできない。また、専門性を誰がどのように判断するのが明確でないため、例外的措置が恣意的に拡大する危険もある。したがって、このような例外的措置を採るべきではない。

もとより原子力発電所での作業は放射線被ばくの危険を伴うものであり、特に現在の事故の収束に向けた作業ではその危険は極めて大きい。このような作業に当たる労働者の健康を守るため、被ばく上限を戻した後も、既に退職した者も含

めて、これまでに作業に従事した労働者の厳格な被ばく管理とその後の健康管理が必要不可欠であることはいうまでもない。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示を廃止する告示案に対する意見の募集について

平成23年11月15日  
経済産業省  
原子力安全・保安院  
原子力安全技術基盤課

### 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

原子炉が安定的な冷温停止状態を達成するための工程であるステップ2の終了が見込まれることから、東京電力福島第一原子力発電所で緊急作業に従事する放射線業務従事者の被ばく状況等を踏まえ、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示を廃止することとしております。

つきましては、別添の概要に関して下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

なお、提出していただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。

### 2. 意見公募の対象

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示を廃止する告示案

### 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省 原子力安全・保安院 原子力安全技術基盤課

東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館3階325

### 4. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

平成23年11月15日 (火) ~平成23年11月21日 (月)

なお、FAX、電子メールの場合は午後6時まで、郵送の場合は同日必着

### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

住所：〒100-8986

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課宛て

(2) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のF A X 番号宛てにお送り下さい。

F A X 番号：(03) 3580-5971

経済産業省原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課宛て

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： [qqnbbf@meti.go.jp](mailto:qqnbbf@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「緊急線量告示を廃止する告示案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

緊急線量告示を廃止する告示案に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</li> <li>・ 意見内容</li>          <li>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</li></ul>

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の特にやむを得ない緊急の場合に係る  
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示を  
廃止する告示案の概要

## 1 改正内容

- (1) 緊急作業時の被ばく限度について、特にやむを得ない緊急の作業（※）において、250 ミリシーベルトとする告示を廃止すること。

(※) 原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのあるものにおいて次の①又は②に該当する作業を行う場合（平成23年11月1日経済産業書告示第218号）

- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能が著しく低下又は喪失した場合に、当該機能を復旧するための作業
- ② 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能が著しく低下又は喪失した場合に、当該機能を復旧するための作業

- (2) 経過措置として、本告示を改正した際、現に東京電力（株）福島第一原子力発電所において緊急作業に従事していた者のうち、本告示の改正の日において、当該緊急作業に従事する間に受けた実効線量が100 ミリシーベルトを超える者で、原子炉施設の冷却機能の維持等の作業（※1）に欠くことができない高度な知識及び経験を有する者であるため後任者を容易に得ることができない者（※2）については平成24年4月30日までの間、その被ばく限度を250 ミリシーベルトとすること。

(※1) 原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が1時間につき0.1ミリシーベルトを超えるおそれのあるものにおいて次の①又は②に該当する作業を行う場合。

- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能を維持するための作業
- ② 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能を維持するための作業

(※2) 想定されるのは、東京電力の社員約50人

## 2 施行日

パブリックコメント手続等を経た後、ステップ2の終了の日に公布・施行する予定。